

陳情に関する議会報告について

陳情第54号	受理年月日	平成26年3月18日
	陳情者	小倉北区田町13-20 平和とくらしを守る北九州女性の会 代表者 東 敦子 (署名180筆)
件名	旧日本軍慰安婦問題に対する国の誠実な対応を求める意見書について	
陳情の内容	別紙のとおり	
陳情の審議	平成26年5月22日の常任委員会にて付託予定	
説明の概要	<p>1 中学校学習指導要領では、歴史的分野の「近代の日本と世界」の内容において、「昭和初期から第二次世界大戦終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」と示されている。</p> <p>2 また、高等学校学習指導要領では、日本史Aの「近代の日本と世界」の内容において、「諸国家間の対立や協調関係と日本の立場、国内の経済・社会の動向、アジア近隣諸国との関係に着目して、二つの世界大戦とその間の内外情勢の変化について考察させる」と示されている。また、日本史Bの「両世界大戦期の日本と世界」の内容において、「国際社会の動向、国内政治と経済の動揺、アジア近隣諸国との関係に着目して、対外政策の推移と戦時体制の強化など日本の動向と第二次世界大戦とのかかわりについて考察させる」と示されている。</p> <p>3 このように、学習指導要領には、慰安婦問題について具体的には示されていない。</p> <p>4 なお、文部科学省は、「教科書に対する意見提出窓口」の設置についての留意事項で、「教科書検定制度上、学習指導要領の範囲内で教科書に具体的にどのような事項を取り上げ、それをどのように記述するかは教科書発行者の判断に委ねられています。したがって、学習指導要領に具体的に示されていない事項について検定で教科書に記述を求めることはできません」「具体的にどのように修正等を行うかは、各教科書発行者が主体的に判断することとなります」と示している。</p> <p>5 したがって、国や文部科学省は慰安婦問題だけでなく、個別の事柄について、教科書の記述の変更を求めることは考えていないものと理解している。</p> <p>6 いずれにしても、本市では、学習指導要領や教科書に基づいて歴史教育を実施し、次世代に事実を伝えることを行っているところである。</p>	

陳情第54号	受理年月日	平成26年3月18日
付託委員会	教育水道委員会	
陳情者	小倉北区田町13-20 平和とくらしを守る北九州女性の会 代表者 東 敦子 (署名180筆)	
件名	旧日本軍慰安婦問題に対する国の誠実な対応を求める意見書について	
要旨	<p>旧日本軍によって慰安婦とされた多くの女性たちに対し、日本政府は1993年河野談話によって慰安婦への旧日本軍の関与を認め、歴史研究、歴史教育によってこの事実を次世代に引き継ぐと表明した。アジア女性基金などに取り組んできたが、被害女性自身からは受け入れられるには至っていない。2007年7月には、アメリカ議会下院が旧日本軍が女性を強制的に性奴隷にしたとして、謝罪を求める決議を全会一致で採択したのを初め、オランダ、カナダ、フィリピン、韓国、EUなどにおいても同様の決議がされている。また日本政府は、昨年5月31日、国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会より、公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論することを求める勧告を受けるなど、国連自由権規約委員会などの国連機関から、繰り返し慰安婦問題の解決を促す勧告を受けてきている。日本政府がこの問題に誠実に対応し、被害女性に対し名誉と尊厳を回復することは、いまだ日本政府に残された責務と言える。国内においても、地方議会から政府に対し、問題の早期解決を求める意見書が毎年出されている。被害女性たちは既に高齢で訃報が相次ぐなどの状況があり、人道上からも政府による一刻も早い対応が必要である。</p> <p>ついては、国会及び政府に対し、河野談話に基づき、歴史教科書に旧日本軍慰安婦について記述し、学校教育を通じ次世代に事実を伝えるよう求める意見書を提出していただきたい。</p>	